公立相馬総合病院売店運営業務仕様書

1　業務名称　公立相馬総合病院売店運営業務

2　業務内容　病院において、物品の販売及び付帯サービス提供など売店運営業務全般

3　病院の概要及び売店売上実績

（1）施設名　公立相馬総合病院

（2）所在地　福島県相馬市新沼字坪ケ迫１４２

（3）規　模　許可病床数１９８床　※稼働病床１６４床 ： 許可病床数への変更は未定）

（4）患者数　入院患者　約１０８人/日、外来患者　約３８５人/日

（5）職員数　約３１０人（委託職員含む）

（6）売上実績　別紙「売店売上明細書」を参照

4　運営期間　令和９年４月１日から令和１６年３月３１日まで（７年）

5　営業場所　売店を運営するにあたり次の場所を貸付する。

（1）場所　公立相馬総合病院３病棟１階　現売店箇所

（2）面積　19.299 ㎡　別紙「売店平面図」参照

（3）給排水設備　有り

（4）出入口　電動シャッター有り

（5）倉庫　廊下収納棚及び指定するＰＳ内一部使用可

6　営業日及び営業時間

（1）営業日　原則として平日（外来診察日）とする。

（2）営業時間　原則として８：００～１７：３０とする。

7　使用料等

（1） 行政財産使用料は、相馬方部衛生組合行政財産使用料条例に基づく。別紙「使用料計算書」参照

（2）電気料は使用電力量に当院の電力契約単価を乗じた額を毎月徴収する。使用量は事業者負担にて計量器を設置、又は使用する機器（照明、空調、ショーケース、自動販売機等）の消費電力に使用時間を乗じた消費電力量を算出し毎月提出すること。別紙「使用料計算書」参照

8　営業内容に関する条件

（1）取扱商品

①飲料、菓子類

②軽食(弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ等)

③文具、日用雑貨、新聞、雑誌

④入院生活に必要な日用品等

⑤病院が要請する医療衛生材料等

⑥切手

⑦飲料自動販売機

⑧マスク自動販売機

⑨その他、利用者にとって利便性のあるもの及び受託者が提案する商品等

※酒、タバコ等療養に適さないと病院が判断したものの販売は禁止とする。

（2）営業環境の整備

①体の不自由な方の利便性を考慮し物品等の陳列には十分配慮するとともに、車椅子利用者との動線を確保すること。

②利用者に配慮したできるだけ安価な価格設定とすること。

③支払いは現金及びバーコード、電子マネー、IC カード、クレジットカード等キャッシュレス決済に対応できること。

④売店運営にて発生したごみについては、当院のルール及びに関係法令を遵守し処分すること。

9　費用負担

（1）出店にあたり必要な改装や設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等に係わる費用は、受託者の負担とする。なお、施工内容等については、当院と十分な連携を図り、確実な事業の立上げを行うこと。

（2）業務の契約期間が終了した場合又は期間の途中に業務を廃止した場合における撤収費用及び現状回復に関わる費用は、受託業者の負担とする。

（3）内線電話は既存設備を使用可とする。外線及びインターネット回線に係る設置費用及び使用料等は受託業者の負担とする。

（4）店舗内の清掃業務費

（５）運営にあたり、病院または利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

（６）その他定めのない事項については、当院及び受託業者双方協議の上決定する。

１０　留意事項

（１）売店業務の営業日、営業時間、販売品目等については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については提案された企画提案書に基づき病院と協議の上、決定すること。

（２）案内看板等を設置する場合は、事前に当院の承認を得ること。

（３）店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに当院と協議すること。

（４）商品等の搬入時間帯及び経路については、当院の承認を得ること。

（５）店内はもとより、物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めることとし、店内にあっては当院と連携して、定期的に清掃や害虫駆除等を行うこと。

（６）清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。

（７）使用財産を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと。ただし、フランチャイズ方式は可能とするが、責任を明確に説明できる資料を提出し、当院の承認を得ること。

（８）関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は運営管理者が行うこと。

（９）運営管理者は、本業務に従事する者には病院内において名札を着用させること。

（１０）病院内における事故及び災害の未然防止について、積極的に努めること。

（１１）自然災害、火災等緊急時には、防災対応、診療等の継続及び地域への災害時医療の提供のため、委託者に協力すること。

（１２）売店スタッフの雇用に関して、現売店スタッフと面談を行い雇用する様に努めること。

１１　その他

本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた際は双方で協議の上決定するものとする。